

別紙 4 (健康増進乗率適用特約の改定内容)

改定後	旧：現行
<p>第5条（主約款等に定める取扱い）</p> <p>この特約が付加された保険契約については、主約款および主特約の定めにかかわらず、次に定めるところによります。</p> <p>1. 保険料月払契約の場合、会社の取扱条件に該当しなくなったことにより、選択されている<u>保険料の払込方法（経路）</u>を他の払込方法（経路）に変更する<u>ときには</u>、<u>金融機関等の会社の指定する口座に送金することにより払い込む方法</u>についても取扱いします。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>第5条（主約款等に定める取扱い）</p> <p>この特約が付加された保険契約については、主約款および主特約の定めにかかわらず、次に定めるところによります。</p> <p>1. 保険料月払契約の場合、<u>保険料の払込方法（経路）については、次に定めるところによります。</u></p> <p><u>イ. 会社の指定する金融機関等の口座振替えにより払い込む方法は、取り扱いません。</u></p> <p><u>ロ. 会社の取扱条件に該当しなくなったことにより、選択されている払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更する場合には、金融機関等の会社の指定する口座に送金することにより払い込む方法についても取扱いします。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>